

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月6日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 小磯 行生

1 契約の概要

- (1) 投票所配備用自走式車椅子（その1）
- (2) 投票所配備用自走式車椅子（その2）
- (3) 投票所配備用自走式車椅子（その3）

2 履行（納品）場所

- (1) 鶴見区ほか9か所（各区選挙管理委員会が指定した場所）
- (2) 南区ほか4か所（各区選挙管理委員会が指定した場所）
- (3) 金沢区ほか1か所（各区選挙管理委員会が指定した場所）

3 契約日（全件）

令和3年10月18日

4 履行日又は履行期間（全件）

令和3年10月27日から令和3年11月2日まで

5 契約金額

- (1) 1,102,850円
- (2) 508,200円
- (3) 693,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) エイトレント株式会社 東京支店
東京都品川区大崎1-6-1
- (2) 株式会社岡田屋
横浜市旭区万騎が原33

- (3) 株式会社三恵商会
横浜市港南区港南台7-53-8

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

市選挙管理委員会では、平成23年度から障害者・高齢者の投票環境向上に向けた「誰もが投票しやすい投票所」の取組を推進し、平成27年統一地方選挙から、市内の全投票所に車椅子を備え付ける取組を始めた。昨今、車椅子の需要が増大しており、以前よりも調達することが難しい状況だが、今後も引き続き取組を推進していく必要がある。

投票所用車椅子は、区役所や投票所施設で所有するものを使用することを原則とし、各区の不足台数は、選挙管理委員会事務局から財政局へ契約依頼を行うことで調達している。第49回衆議院議員総選挙の選挙期日については、新聞等の報道により、11月7日を想定し、従前同様に手続きを進めていたが、10月4日夜に10月19日公示、10月31日選挙期日の日程で執行する旨を首相が表明したことで、急遽1週間前倒しのスケジュールで各種事務を進める必要が生じた。

本業務の契約依頼は9月29日に行っていたが、業者決定時期が10月下旬と見込まれていたことから、それ以降に調整を行った場合に全投票所への車椅子の配備が極めて困難な状況であり、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、特に車椅子を必要とされる有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため、緊急随意契約を行わざるを得なかった。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) エイトレント株式会社 東京支店

直近の横浜市長選挙で業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であったため。

- (2) 株式会社岡田屋

直近の横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙で業務にあたった経験があり、迅速かつ確実に調達可能な事業者であったため。

- (3) 株式会社三恵商会

直近の横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙で落札し、履行可能であることを確認できた唯一の事業者であったため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課